

あなたも私もみんなステキ

～ともに考えましょうみんなの人権～

人権尊重委員会
人権推進室

☎64-1126

jinsui@town.yuasa.lg.jp

104. 人権尊重委員会委員研修の報告

人権尊重委員会では、委員の人権意識の向上に努めるため、毎年、委員研修を行っています。

6月29日に、委員及び町職員・有田振興局職員の計55名が参加し、一般社団法人部落解放・人権研究所所長 谷川雅彦氏を講師に迎え、『障害者権利条約と障害者差別解消法』と題し、障がい者の人権や権利について話をさせていただきました。この法律は、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指し、今年4月1日から施行されています。

障がい者の方たちが、地域の中で生活できる社会づくりは、全ての人にやさしい、生活しやすい社会です。

障がい者の人権について考え、心のバリア(障壁)を取り除くことを、心掛けていきたいと思ひます。



人権尊重委員会としても、正しい認識を持てるよう人権学習などを通じ人権意識の向上に努め、町民の皆さんとともに人権が大切にされるまちづくりの担い手として、これからも取り組んでいきたいと思ひます。



9月9日は救急の日

お問い合わせ▶湯浅広川消防組合消防本部 ☎64-0119

9月4日(日)～9月10日(土)は「救急医療週間」です。

湯浅広川消防組合では、9月9日(金)9時30分～11時30分 松源湯浅店出入り口付近において啓発活動(ティッシュ等配布)を実施します。

救急車は、急病や交通事故などで医師の治療を受けなければ生命に危険がおよび、迅速に搬送する適当な手段がないケガ人、病人を24時間いつでも安全に医療機関などへ搬送します。

ケガ人、病人の様子や事故の状況などから、急いで病院へ連れて行ったほうがよいと思ったときには、迷わず119番通報をしてください。また、救急車の適正な利用については、当本部のホームページやインターネットで「救急車利用マニュアル」と検索することでご覧になれます。

※もし救急車を呼んだら、次のような物を用意しておくとう便利です。

- 保険証 ●お金 ●靴 ●普段飲んでいる薬(お薬手帳)(乳幼児の場合 ●母子健康手帳 ●紙おむつ ●ほ乳びん ●タオル)

救急車を呼ぶほどでもなく、どこの病院へ行っているのかわからないときは次のところで情報を提供しています。

救急医療情報センター	☎073-426-1199
子ども救急相談ダイヤル (休日夜間の子どもの急病相談) (7:00～23:00)	☎073-431-8000 (#8000)
和歌山県救急医療情報システム	https://www.wakayama.qq-net.jp
湯浅広川消防組合消防本部	☎0737-64-0119